（航行に関する注意）

第二十一条の六　総トン数五百トン以上の船舶は、中央南ふ頭西岸壁西端から三百五十三度に引いた線以西の第一区及び第二区（以下この項及び別表第四において「苫小牧水路」という。）若しくは苫小牧水路を除いた第一区（別表第四において「勇払水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては苫小牧水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日午後四時までに港長に通報しなければならない。

２　前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第一節の三～第一節の五　（略）

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
苫小牧	苫小牧水路	苫小牧信号所（北緯四十二度三十七分五十秒東経百四十一度三十七分二十五秒）	（略）	（略）	（略）
			Ｏの文字の点滅		出航船は、出航することができること。ただし、第一区から北側海面に向かう総トン数五百トン以上の船舶（Ａ線を横切って出航するものを除く。）及び北側海面から第一区に向かう総トン数五百トン以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
			Ｆの文字の点滅		総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。

（新設）

第一節の二～第一節の四　（略）

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
苫小牧	苫小牧水路（中央南ふ頭西岸壁西端から三百五十三度に陸岸まで引いた線以西の第一区及び第二区）	苫小牧信号所（北緯四十二度三十七分五十秒東経百四十一度三十七分二十五秒）	（略）	（略）	（略）
			Ｏの文字の点滅		出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
			Ｆの文字の点滅		総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。